

四街道市第11回農業委員会議事録

令和5年2月10日(金)

第11回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年 2月10日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

12番 中村 礼奈 委員

14番 橋本 豊 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第4号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

- | | |
|----------|----------|
| 1番 梅澤久史 | 2番 江原清 |
| 3番 佐藤由美子 | 5番 林田静治 |
| 6番 井岡信夫 | 7番 小金井貞夫 |
| 8番 細野裕樹 | 9番 勝山高治 |
| 10番 石川博行 | 11番 佐藤慎一 |
| 12番 中村礼奈 | 14番 橋本豊 |
| 15番 三石浩 | |

欠席委員（1名）議席順

- 13番 溝口貴久

会議に出席した事務局職員の職・氏名

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 仲田 鋼太 |
| 局長補佐 | 渡辺 弘之 |
| 主任主事 | 酒井 哲也 |
| 主事 | 遅澤 瑞希 |

令和4年度第11回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年2月10日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和4年度第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員12番中村委員、14番橋本委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は成山に居住しており、田699平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴50年のベテランで、市内に1,000平方メートルの田と2,300平方メートルの畑、佐倉市に7,416平方メートルの田を所有しています。今回新たに699平方メートルの田の所有権を取得するものです。これにより、11,415平方メートルの農地を一人で耕作する予定です。

トラクター・耕運機・トラック等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、13ページから16ページまでの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。2月1日に事前調査会を行いました。内容については、事務局

の説明のとおりです。譲受人は所有農地のすべて効率利用要件、及び農作業従事要件等が妥当のため、第2班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の梅澤委員、説明をお願いします。

○梅澤委員 1番梅澤です。1月下旬に現地を確認いたしました。ここに書かれている4筆の内3筆については現在畑として耕作されています。1筆については篠竹が生えだしております。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から3項は関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項から3項までにつきましては、関連がありますので、一括してご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、駐車場として近隣地を借用していましたが、国道51号線の拡幅工事により一部駐車場が減るため、土地を探していました。申請地は現在の千葉営業所から近く、大変都合が良いことから、1,971平方メートルの畑と77平方メートルの雑種地を駐車場として整備するものです。

敷地内は、整地後碎石を敷き転圧します。用水は使用せず、雨水は自然浸透並びに道路側溝への排水とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しており

ます。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号1項から3項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。2月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に努めているため、第2班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当委員の勝山委員、説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。内容は、事務局および班長の説明のとおりです。私も許可相当であると思っております。

○議 長 議案第2号整理番号1項から3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項から3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項から3項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号4項については、取下げとなりました。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号5項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

整理番号5についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

譲受人は、近接地で中古自動車の輸出業等を営んでおり、近くに6か所の中古自動車置き場等を所有または借用しています。この度業務拡大を図るため、新たな置き場の確保が必要と判断しました。当該地は1,811平方メートルの畑で、主要な置き場の近傍地であることから使い勝手がよく、管理も容易であるため、他の土地を持って代えがたい利便性、有用性がある所です。

敷地内はコンテナピット周辺の約350平方メートルをコンクリート敷きとし、その他は砂利敷きとします。隣接地との境界は、鉄筋コンクリート基礎に高さ2メートルの角波板塀を設置し、土砂等の流出を防ぎます。用水は使用せず、雨水は自然蒸発させますが、隣接地より若干高くなっていることから、雨水枡を2か所設置し、雨水の流出を防ぎます。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号5項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。2月1日に事前調査会を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画等は妥当であり、周辺農地に対する被害防除に努めているため、第2班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当委員の三石委員、説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。内容は、事務局および班長の説明のとおりです。補足しますと、当該地の中央部には畑管が入っているため、工事で大型重機を使用する際に破損の心配があるため、工事実施の際に畑管管理の代表である組合長が立ち会うなど十分に配慮をする所です。

○議長 議案第2号整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第3号 令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

5ページをお開き下さい。

第9次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規1件、更新4件となります。また、借受者は、2団体です。

番号1につきましては、大日の畑5筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和6年2月29日となります。

番号2につきましては、鹿放ヶ丘の畑1筆で新規、利用権は賃借、終期は令和10年2月29日となります。

番号3につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃借、終期は令和8年2月28日となります。

6ページをお開き下さい。

番号4につきましては、大日の畑2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和8年2月28日となります。

番号5につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃借、終期は令和7年2月28日となります。

7ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

- 議 長 次に、協議報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 8ページをお開き下さい。
協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告致します。
整理番号1項と2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて専用住宅に転用するという届け出です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 次に協議報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 9ページをお開き下さい。
協議報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、許可申請書の取り下げがありましたので、報告いたします。
取り下げの理由につきましては、経営状況の悪化による事業計画の変更によるものです。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 次に協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 10ページをお開き下さい。
協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたので報告致します。

整理番号1項の駐車場への転用につきましては、1月6日に林田委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項の車両置場への転用につきましては、1月30日に江原会長と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に協議報告第4号「一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第4号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について、一時転用期間終了後の農地復元報告書の提出がありましたので、報告いたします。

整理番号1項の代替駐車場への一時転用につきましては、1月17日に三石委員と事務局で現地を確認したところ、農地に復元されておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったので報告致します。

10ページの協議報告第3号の整理番号1と同じ物件です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○**議長** 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(意見なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

○事務局 各委員に対して、配布資料「四街道市農業施策等に関する意見書」(案)について、内容確認を依頼した。また、3月3日の事前調査会終了後に、江原会長と小金井職務代理が、この意見書を市長に手渡す事が周知された。なお、その模様は4月発行の「農業委員会だより」に写真掲載予定です。

次に、1月に提案された推進委員の総会及び事前調査会との関りについては、事前調査会に該当案件の推進委員を招き、発言の機会を設ける試みを、令和5年4月から1年間実施することを決定した。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

3月の開催予定については、事前調査会が3月3日の金曜日に、第3班の委員にお願い致します。

また、総会が 3月10日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は3月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願い致します。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時32分

令和5年2月10日

農業委員会長

議事録署名委員

12番

14番